

# 新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

19 新健予保福第 840 号 平成 20 年 2 月 14 日 部長決定

## 第1 目的

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、児童福祉法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）第 6 条第 2 項の対象となっている者（以下、「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

## 第2 用具の種目及び給付対象者

給付の対象となる用具は、別表「種目」の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表「対象者」の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で、次のすべての要件を満たす者のうち、新宿区長（以下、「区長」という。）が真に必要と認めた者とする。

- ① 新宿区内に住所を有する者
- ② 在宅での療養が可能な程度に病状が安定していると判断される者
- ③ 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の同様の施策の対象とはならない者

## 第3 用具の給付

- 1 用具の給付は、原則として、小児慢性特定疾病児童等の保護者からの申請に基づき実施するものとする。
- 2 区長は、用具の給付の申請があった場合は、本要綱を基に、その必要性を検討し、できるだけ速やかに便宜の供与の可否を決定するものとする。
- 3 区長は、用具を給付した者に対して、別表「耐用年数」の欄に掲げる年数を経過していないときは、当該用具と同種のを給付しないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、区長は、次のいずれかに該当するときは、用具を給付したのに対して、当該用具と同種のを再び給付することができる。
  - (1) 給付した用具が修理できない等の理由により使用が困難になったとき
  - (2) 新たな用具の方がより効果的であると認めるとき

## 第4 費用の負担

- 1 給付額は、用具別に別表「基準額」の欄に掲げる額を限度とする。
- 2 用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者は、その負担能力に応じて、用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

なお、この場合、原則として、負担する額は日常生活用具の引渡しの日直接用具を納入する業者に支払うものとする。
- 3 用具を給付した業者が事業の実施主体である新宿区（以下「区」という。）に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

## 第5 給付物件の管理

用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、上記に反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

## 第6 その他

- 1 区は、用具の給付の状況を明確にするための日常生活用具給付台帳を整備するものとする。
- 2 区は、この事業の実施について、住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

### 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、平成25年7月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、平成26年7月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、平成29年9月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、令和2年1月24日から施行し、令和元年10月1日から適用する。